

●人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する 委員会設置要綱

平成 30 年 6 月 28 日
日本学術会議第 265 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本学術会議会則第 16 条第 1 項に基づく課題別委員会として、人口縮小社会における野生動物管理のあり方の検討に関する委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第 2 委員会は、加速する高齢化・人口減少によりますます深刻化することが予測される野生動物管理問題の解決の方策を低利用地域の経済・社会的な問題とも関連させて検討・審議し、科学的な野生動物管理システムとその担い手、すなわち、現場における科学的な判断・実践、データの収集・活用、研究等を担う人材の養成のあり方に関して具体的な提案を行う。

(組織)

第 3 委員会は、15 名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和元年 12 月 31 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第一担当）において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日日本学術会議第 279 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。